## 坂井市ふれあい公園条例

平成18年3月20日

条例第127号

(設置)

第1条 地域住民の憩いの場及び健康増進の向上を図るため、ふれあい公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあい公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
今新公園	坂井市三国町北本町四丁目地内
氷川公園	坂井市三国町北本町一丁目地内
宿公園	坂井市三国町宿三丁目地内
四日市公園	坂井市三国町山王六丁目地内
パープルタウン第1公園	坂井市三国町黒目地内
パープルタウン第2公園	坂井市三国町黒目地内

(使用の許可)

- 第3条 ふれあい公園(以下「公園」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可に当たっては、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公園の使用を許可しない ことができる。
  - (1) 公の秩序を害し、善良な風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 公園の管理上支障があると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の設置の目的に反すると認めるとき。

(使用の許可の取消し)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」

という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、公園の使用の許可を取り消し、 使用を停止し、又は使用の許可の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用の目的に違反したとき。
- (3) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(原状回復)

第6条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに使用した当該施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第7条 市長は、公園の施設を損傷し、又は滅失させた者に対し、その損害の賠償 を請求することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三国町公の施設の設置及び管理条例(昭和39年三国町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。